

大阪高裁総第340号

令和8年7月16日

山 中 理 司 様

大阪高等裁判所長官

司法行政文書不開示通知書

6月16日付け（同月19日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

大阪高裁民事部の、令和7年執務上の留意事項（作成時期が分かる文書を含む。）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）総務課 電話06（6316）2519